神戸大学法学部 2004 年度前期 国際法概論

2004.06.04.

# 第9回講義予習課題

助教授 濵本 正太郎

## 注意すべき問題

- 11.1 Traditional Law
- 11.1.1 General

・制裁と自国利益保護のための武力行使との間に substantial difference がなかった、というのはどういう意味か。

- 11.1.2 Classes of Enforcement Measures
  - ・法的に違いのある区別は?
  - ・ただ記述の便宜から分類しただけの区別は?
- 11.1.3 Forcible Intervention
  - ・どのように正当化されていたか
  - ・Caroline 号事件を要約する
- 11.1.4 Reprisals
  - ・定義は?
  - ・reprisal に関する規則が武力干渉の違法性を前提とする、ということの理由は?
- 11.1.5 War
  - ・15 章を読まなければわからないことがいくつかあるので、理解できなくても気にしない ように。
- 11.2 New Trends Following the First World War
  - ・新たな傾向を箇条書きでまとめる
- 11.3 Enforcement of International Rules in Modern International Law
  - ・二つの特徴を整理
  - ・sanction と counter-measure との違いは?

- 11.3.1 Counter-measures
  - ・定義は?
  - ・「一般的要件」を整理する
  - ・その(2)は非現実的ではないか?
  - ・国連国際法委員会(ILC)の国家責任条文 49 条 ~ 54 条を参照せよ Cassese の教科書に引用されている条文は旧草案のものであり、条文番号は 2001 年条文(条約集に掲載されているもの)に対応しない。
- 11.3.1 (a) Limitations on counter-measures
  - ・(i)~(v)の要点を整理
  - ・(ii)の観点から、「北朝鮮が拉致問題で誠実な対応をしない限り、経済制裁をかけよ」という立場を考えてみよう。「北朝鮮に対する経済制裁は、結局のところ、北朝鮮の人々を、金正日体制から遠い順に飢えさせていくことになるだけだ。したがって、経済制裁はすべきでない」という議論に反論は可能か? その際、以下の 11.4.2 の記述も考慮すること。
    ・(v)について、Air Service Agreement 判決が言っていることの意味は?
- 11.3.1 (b) Counter-measures and aggravated State responsibility
  - ・ILC 条文(2001 年)の 48 条、54 条と読み比べてみる
- 11.3.2 Can National Courts Enforce International Law?
  - ・かなり込み入った議論である。特に "Probably a balanced solution…"から始まる段落に 注意しながら、この節を要約してみよう。
- 11.4 Sanctions
- 11.4.1 General
  - ・定義は?
  - ・経済制裁などの「平和的(=非武力的)」制裁の目的二つを整理
- 11.4.2 Sanctions and Respect for Human Rights
- 11.5 Retortion
  - ・counter-measure との違いは?

### 用語

- ・p. 232 reprisal 復仇
- ・p. 233 a Convention adopted by the Hague Peace Conference (in 1899) 開戦二関スル条約(1907 年)の誤りか?
- ・p. 233 the 1899 Hague Convention, which was restated in 1907 = 陸戦ノ法規慣例二関スル条約
- ・p. 233 the Covenant of the League of Nations 国際連盟規約
- ・p. 233 the Kelogg-Briand Pact of 1928 不戦条約
- ・p. 233 the Hague Convention II of 1907 いわゆるドラゴ・ポーター条約
- ・p. 234 the UN collective security system 国連の集団安全保障システムについては、第 13 章・第 14 章で学ぶ
- ・p. 234 counter-measures 対抗措置
- ・p. 236 the 1970 UN Declaration on Friendly Relations 友好関係原則宣言
- ・p. 237 the two 1966 UN Covenants = 経済的、社会的および文化的権利に関する国際
  規約、ならびに、市民的及び政治的権利に関する国際規約

#### 事例・裁判例

- ・p. 231 Caroline 号事件 田岡良一『国際法上の自衛権』(勁草書房、補訂版、1981年)、森肇志「Caroline 号事件における『自衛権』の機能」社会科学研究(東大)50巻6号(1999年)
- ・p. 232 Naulilaa <u>判例集 88A</u>
- ・p. 234 Air Service Agreement <u>判例集 90</u>
- ・p. 236 Nicaragua <u>判例集 118</u>
- ・p. 236 Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons <u>判例集 124</u>
- ・p. 238 the Gabcíkovo-Nagymaros Project <u>判例集 85</u>
- ・p. 239 最終行の nationalization に関する日本の国内裁判例として、<u>判例集 55B</u>参照
- ・p. 240 Shimoda <u>判例集 120</u> Cassese は少し誤解している?
- ・p. 240 Sabbatino 松井芳郎「サバチーノ事件」国際法外交雑誌 67 巻 2 号(1968 年)
- ・p. 241 Letelier 水島朋則「不法行為訴訟における国際法上の外国国家免除(一)(二・完)」法学論叢 151 巻 6 号、152 巻 3 号(2002 年)

#### 参考文献

松井芳郎「国際法における『対抗措置』の概念」法政論集(名古屋大学)154号(1994年) 中谷和弘「国家の国際犯罪に対する対抗措置の分析」法学教室161号(1994年) 萬歳寛之「対世的義務違反に対する責任追及」早稲田法学会誌52号(2002年)